

令和3年2月25日

関係者各位

再生債務者 株式会社 MTGOX  
再生管財人 弁護士 小林 信 明

### 再生計画案の付議決定について

令和2年12月15日付け「再生計画案の提出に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、再生管財人は令和2年12月15日、東京地方裁判所に再生計画案を提出いたしました。

その後、再生管財人は、令和3年2月15日に修正版の再生計画案（以下、修正後の再生計画案を「本再生計画案」といいます。）を、同月19日に本再生計画案の別表の訂正書をそれぞれ東京地方裁判所に提出いたしました。

また、調査委員は、令和3年2月16日、東京地方裁判所に対して、本再生計画案について、民事再生法174条2項に定める再生計画不認可事由はなく、その他に不当な点もないとの結論が記載された調査報告書を提出いたしました。

以上の経緯を経て、東京地方裁判所は、令和3年2月22日付けで、本再生計画案を決議に付する旨の決定（以下「付議決定」といいます。）をいたしました。今後、債権者の皆様に、付議された本再生計画案について賛否の投票をしていただくこととなります。

付議決定により定められた今後のスケジュールは下記のとおりです。

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| ① 議決権者確定の基準日         | 令和3年3月24日（水）      |
| ② 議決権不統一行使通知期限日      | 令和3年9月10日（金）      |
| ③ オンライン投票・書面投票期限日    | 令和3年10月8日（金）      |
| ④ 本再生計画案の決議のための債権者集会 | 令和3年10月20日（水）14時～ |

本再生計画案に投票することのできる債権者は、議決権を有する債権者のうち、議決権者確定の基準日（上記①）において、再生債権者表に記録されている再生債権者となります。

本再生計画案に投票する方法は、(A) オンライン投票、(B) 書面投票（議決票の郵送による投票）又は (C) 債権者集会期日（上記④）における投票の3つの方法があり、議決権を有する債権者の皆様にいずれかの方法を選択していただく

くこととなります。

本再生計画案への投票の具体的な方法、開始時期等については、追って MTGOX のウェブサイト等にて債権者の皆様にお知らせする予定です。

なお、民事再生法上、付議決定後には、再生債権の新規の届出はできませんのでご留意ください。

皆様におかれましては、引き続き、本件民事再生手続にご理解、ご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

以上